認可外保育施設利用料補助金の請求方法について(償還払い)

償還払いは、保護者が認可外保育施設へ支払った利用料のうち、補助対象となる額を保護者が市へ請求することで、保護者に利用料の一部を補助する方法です。

• 対象施設	都道府県に登録している認可外保育施設		
	※認可外保育施設としての認定を	受けている企業主導型保育事業所やベビーシッターを含みます。	
・ 対象児童及び補助要件	・教育・保育給付認定(1号認定、2号認定、3号認定のいずれか)を受けていること		
※すべて満たしていることが	・保護者と児童が補助対象月の初日に三木市に住民登録があること		
条件です。	・対象施設を利用していること		
	・施設等利用給付を受けていないこと		
	・多様な集団活用事業の利用支援事業補助の対象でないこと		
	・認可保育施設(保育所、認定こども園等)に在籍していないこと		
· 月額上限額	1号認定児童	月額保育料と25,700円のいずれか少ない額	
	(保育要件のない3歳児以上)		
	2・3号認定児童のうち、	月額保育料と37,000円のいずれか少ない額	
	保育要件のある3歳児以上		
	0.0日刊中日本のこと	 	
	2・3号認定児童のうち、	てた額) と21,000円のいずれか少ない額	
	保育要件のある3歳児未満 	(7CBX) C2110001 1-7 7 10 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	※保育要件のない0~2歳児は、補助対象外です。		
	※「○○歳児」とは、当年度の4月1日時点の年齢です。		
・ 教育・保育給付認定の申請に必	・教育・保育給付認定申請書 (様式第12号)		
要な書類	・家庭状況申告書		
	※2・3号認定申請の場合は保育要件に応じた証明書類(すべての保護者について必要)		
・ 補助申請に必要な書類	・交付申請書(償還払い用)(様式第1号)		
	・利用料内訳報告書		
	・利用料の領収書(原本)		
	・施設の利用料がわかる資料(施設案内等、年度の初回申請のみ)		
・請求に必要な書類	交付請求書(様式第3号)		

★ 補助金交付までの流れ

① 教育・保育給付認定の申請	保護者→三木市	利用開始月前月末までに教育・保育給付認定の申請を行う
② 教育·保育給付認定	三木市→保護者	教育・保育給付認定の通知
③ 交付申請・請求	保護者→三木市	交付申請書に領収書を添えて交付請求書とともに提出
④ 交付決定・交付	三木市→保護者	交付決定の場合、通知と共に指定口座に振込み

★ 留意事項

- ・ 施設等利用給付の受給者及び多様な集団活用事業の利用支援事業補助の対象である場合は、この補助金の対象外となります。
- ・申請者の保護者氏名は自署ください(押印は省略可)。
- · 交付申請書と交付請求書の申請者名と口座名義人は領収書の保護者名と同一にしてください。
- ・補助金の交付申請・請求書類は、基本的に<u>半期ごと(4~9月分、10~3月分)に提出をお願いします</u>。 それ以外を希望される場合は別途ご相談下さい。
- ・ 利用料は、保育に係る費用のみを指し、給食費や教材費、その他諸費用を含めることはできません。 該当月、児童名、保護者名、保育に係る利用料の合計月額、施設名の記載があり、押印された領収書の原本を交付申請書に添付して ・ ください。
- ・ 交付申請書と交付請求書は同時に提出することができますが、その場合**交付請求書の日付は記入しない**でください。
- ・請求額を間違えるとお支払いできませんので、金額をよくご確認の上、請求してください。 毎月15日を締日とし、補助対象と認められる方のみ、翌月25日(25日が休日の場合は、前営業日)にお支払いします。振込通知は行 ・ いませんので、通帳記帳による確認をお願いします。
- ・ できるだけ年度末までに、年度内の請求を完了してください。R6年度分最終提出期限:令和7年4月15日(火)
- ・補助対象のお子様が複数いる場合は、お子様1人につき1枚の請求書を提出してください。
- ・ 1枚の請求書では、同年度内の利用料であればまとめて請求できますが、複数年度分を1枚にまとめることはできません。
- ・ 月の初日に三木市に住民登録を有していない月の利用料は、補助対象にはなりません。
- ・ 領収書の控えが必要な場合は、コピーを保管してください。
- ・請求に必要な書類は、三木市教育委員会教育・保育課へご提出ください。窓口にお越しの場合は、念のため印鑑をご持参ください。

申請書・請求書提出先:三木市教育委員会 教育・保育課 〒673-0492 三木市上の丸町10-30 TEL:0794-82-2000 内線3548